

Ⅱ 国民年金Ⅱ

■ 国民年金とは

国民年金は、すべての人に生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。病気や事故で障害者になったり、生計維持者が死亡したときの不測の事態にも備えます。

自営業の人や学生、厚生年金や共済組合に加入している人やその配偶者も、みんな国民年金に加入して基礎年金を受ける制度です。

■ 国民年金の加入者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全員が加入します。

・ 第1号被保険者

自営業・農林漁業・学生・無職などの人で、20歳以上60歳未満の人。
(第2号・第3号被保険者に該当しない人)

・ 第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員など。

厚生年金や共済組合に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。

・ 第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人。(届出が必要です。)

・ 任意加入(希望すれば加入できる人)

20歳以上65歳未満の海外に住む日本人及び60歳以上65歳未満の人で、受給資格期間に満たない人や年金額を満額に近づけたい人。

■ 国民年金保険料

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。平成25年度の定額保険料は、月額15,040円です。

※希望する人は、定額保険料に加算して月額400円の付加保険料を納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。

【保険料の免除制度】

経済的な理由等で保険料を納められないときは、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

免除された期間の保険料は、過去10年以内であれば追納できます。追納すると保険料を全額納めた場合と同じ扱いになります。

ただし、対象期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、保険料に加算額が上乘せされます。

※保険料の免除や猶予を受けず保険料の未納の期間があると、①年金額が減額される②年額を受給できない③障害基礎年金や遺族基礎年金を請求できない・・・場合がありますのでご注意ください。

●全額または一部免除

| | | |
|------|--|-------------|
| 法定免除 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法による生活扶助を受けている人 障害基礎年金または被用者年金の障害年金を受けている人（1・2級）の受給権者 ※この免除期間の年金額は通常のお2分の1の計算になります。 | 保険料 全額免除 |
| 申請免除 | <ul style="list-style-type: none"> 所得が一定額以下の人 天災・失業等の理由により、保険料を納付することが著しく困難な人 ※この免除期間の年金額は通常のお2分の1の計算になります。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 所得が一定額以下で保険料を1/4納付する ※この免除期間の年金額は通常のお8分の5の計算になります。 | 3/4 免除 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 所得が一定額以下で保険料を半額納付する ※この免除期間の年金額は通常のお8分の6の計算になります。 | 半額免除 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 所得が一定額以下で保険料3/4納付する ※この免除期間の年金額は通常のお8分の7の計算になります。 | 1/4 免除 |

●若年者納付猶予制度

30歳未満の方の年金資格を確保するために、同居している世帯主の所得と関係なく、本人及び配偶者の前年の所得が基準額（全額免除基準）以下であれば、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

●学生納付特例制度

学生には、学生本人の前年の所得が約118万円以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります。

※ただし、毎年度申請が必要です。

学生とは、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、厚生労働省令で定める各種学校、その他教育施設及び各種学校（1年以上の課程に限る）に在学する方（夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。）です。

●申請免除の手続きについて

手続きは、住民登録している市町村で行います。

①申請するかた～本人または代理人でもかまいません。

②申請に必要なもの

- ・ 離職した方～離職票または雇用保険受給資格者証
- ・ 学生～申請する年度の在学証明書または学生証の写し（有効期限のわかるもの）
- ・ 代理人～本人からの委任状
- ・ 本人または代理人の身分証明書
- ・ 転入の方は、所得のわかるもの（所得課税証明書、源泉徴収票など）

※詳しくは、町民課町民グループへお問い合わせください。

■国民年金の給付の種類

●老齢基礎年金

国民年金に加入して、受給資格期間を満たした人が65歳になったときに受けられる年金です。

※受給資格期間とは、次の期間を合計して原則25年以上の期間が必要です。

1. 国民年金保険料を納めた期間
2. 国民年金保険料の免除や納付猶予を受けた期間
3. 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
4. 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
5. 学生納付特例を受けた期間
6. 任意加入できる人が加入しなかった期間（合算対象期間）

※合算対象期間とは、昭和36年4月以降の次の期間です。

これらは年金を受けるための受給資格期間に含まれますが、年金額を計算する際には含まれません。

1. 会社員や公務員の配偶者で、任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
2. 厚生年金などから脱退手当金を受けていた期間（昭和61年3月まで）
3. 20歳以上の学生であった期間（平成3年3月まで）。ただし、夜間、定時制、通信教育、専修学校、各種学校の学生は除きます。
4. 海外に在住していた期間（20歳から60歳まで）

年金額 満額で778,500円（平成25年10月改定後）

この額は、20歳から60歳までの40年間すべて保険料を納めた人の額です。
未納や免除、合算対象期間があるとその期間に応じて減額されることとなります。

老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ請求

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から65歳の間繰り上げて減額された年金を受けることができます。

しかし、減額率は生涯変わりませんので注意が必要です。また、65歳以降に繰り下

げて増額された年金を受けることもできます。

付加年金も同じ割合で減額または増額されます。

※いったん繰り上げ請求すると、取り消すことができませんので、繰り上げ請求を希望する場合は、慎重にお考えください。

1. 繰り上げ請求後の年金額は、一生減額された金額を受け取ることになります。
2. 繰り上げ請求後に、病気やけがで重い障害が残っても、障害年金を受給できない場合があります。
3. 国民年金に加入していた夫が亡くなったときの寡婦年金を受けられない場合があります。

●障害基礎年金

国民年金加入中または60歳から65歳未満の間に、病気やけがで一定の障害状況になった場合、納付要件を満たしていれば、「障害者基礎年金」が支給されます。

年金が受けられる要件

次の条件を満たしている人が受けられます。(初診日において、国民年金の被保険者であること)

1. はじめて診療を受けた日(初診日)の前々月までに保険料を納めた期間(免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上あること。

※平成28年4月1日前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

2. 障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日、または症状が固定した日)に国民年金法施行令で定める障害等級表の1級または2級の障害に該当していること。

※20歳前に障害状況になった人は、20歳から障害基礎年金が受けられます。この場合は本人の所得制限があります。

支給額

- ・1級～年額 983,100円
- ・2級～年額 786,500円

●遺族基礎年金

遺族基礎年金は、亡くなった人に生計を維持されていた次の遺族に支給されます。

1. 亡くなった人の妻であって、子と生計を同一にしている人
2. 亡くなった人の子

ただし、子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金を受けている間、または生計を同じくする子の父または母がいるときは、支給停止されます。

※子は、18歳到達年度の末日までの高校在学年齢にある子または20歳未満で1級・

2級の障害の子に限られます。

受給の条件

- ・死亡した人が被保険者か、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- ・死亡した日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料が納められている（免除期間を含む）。

※平成28年4月1日前の死亡については、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

支給額

- ・妻と子が1人～年額 1,012,800円
- ・子1人だけの場合～年額 786,500円

■第1号被保険者の独自給付

●寡婦年金

夫が亡くなったときに、次の条件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

受給の条件

1. 夫が死亡した日の前月までに、夫の第1号被保険者としての加入期間が原則として25年以上ある。（免除期間を含む）
2. 夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがない。
3. 夫によって生計を維持されていた。
4. 夫が死亡したときまで婚姻関係が10年以上継続していた。
5. 妻が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない。

年金額

夫が受けることができたはずの老齢基礎年金（付加年金は除く）の4分の3です。

●死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※寡婦年金と死亡一時金は、いずれかの選択になります。

一時金の額

支給額は保険料を納付した機関に応じて、次のようになります。

| 保険料納付期間 | 一時金の額 |
|------------|----------|
| 3年以上15年未満 | 120,000円 |
| 15年以上20年未満 | 145,000円 |
| 20年以上25年未満 | 170,000円 |
| 25年以上30年未満 | 220,000円 |
| 30年以上35年未満 | 270,000円 |
| 35年以上 | 320,000円 |

※死亡一時金を受ける権利は、2年間で時効となりますのでご注意ください。

■こんな時は、届出が必要です

手続きには、年金手帳や必要な書類がありますので、事前に届出先にお問い合わせください。

| | こんなとき | どうする | 届出先 | 手続きに必要な物 |
|-------------|---------------------------------------|------------------|----------------|-----------------------------|
| 第1号 被保険者 | 20歳になったとき | 第1号被保険者の加入手続きをする | 役場町民課 | 印鑑 |
| | 会社などに就職したとき | 第2号被保険者の加入手続きをする | 勤務先 | 年金手帳 印鑑など |
| | 配偶者に扶養されるようになったとき (配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者への種別変更をする | 配偶者の勤務先 | 年金手帳など |
| | 氏名変更したとき | 氏名変更手続きをする | 役場町民課 | 年金手帳 |
| | 年金手帳をなくしたとき | 再交付の手続きをする | 役場町民課 年金事務所 | 本人を確認できるもの 印鑑 |
| | 納付書を紛失したとき | 納付書の再発行を申し出る | 年金事務所 | 年金事務所にお問い合わせください。 |
| | 保険料を納めるのが困難なとき | 保険料の免除申請をする | 役場町民課 | 年金手帳または納付書、雇用保険者離職票など 印鑑 |
| | 死亡したとき | 死亡の手続きをする | 役場町民課 年金事務所 | 年金手帳 印鑑など |

| | | | | |
|--------------|---|---|----------------|---|
| 第2号 被保険者 | 会社などを退職した とき | 第2号被保険者 から第1号被保 険者への種別変 更の手続きをす る | 役場町民課 | 年金手帳、資格喪 失証明書、離職証 明書など退職の証 明ができるもの 印鑑 |
| | 会社を退職し配偶者 の扶養になるとき (配偶者が第2号被 保険者の場合) | 第2号被保険者 から第3号被保 険者への種別変 更手続きをする | 配偶者の勤 務先 | 年金手帳など |
| 第3号 被保険者 | 会社などに就職した とき | 第3号被保険者 から第2号被保 険者への種別変 更の手続きをす る | 勤務先 | 年金手帳など |
| | 配偶者が会社を変わ ったとき | 第3号被保険者 の手続きをする | 配偶者の勤 務先 | |
| | 配偶者が退職したら | 第3号被保険者 から第1号被保 険者への種別変 更の手続きをす る | 役場町民課 | 年金手帳、資格喪 失証明書、印鑑 |
| | 第3号被保険者が配 偶者の扶養からは ずれたとき(離婚・収入 増のとき) | | | 年金手帳、扶養喪 失証明書、印鑑 |
| 任意加入 被保険者 | 受給資格期間が足り ないときや年金を満 額に近づけたいとき | 任意加入の手続 きをする | 役場町民課 | 年金手帳、通帳、 銀行届出印、印鑑 |
| 年金 受給者 | 住所が変わったとき | 変更の手続きを とる | 役場町民課 | 年金証書など 印鑑 |
| | 氏名が変わったとき | | | |
| | 死亡したとき | 死亡の手続きを する | 役場町民課 年金事務所 | 年金証書など 印鑑 |
| | 年金証書をなくした とき | 再交付の手続き をする | 役場町民課 年金事務所 | 年金手帳など 印鑑 |
| | 年金額改定通知書 振込通知書 源泉徴収票等を失く したとき | 再交付の手続き をする | 年金事務所 | 年金事務所にお問 い合わせください |

■年金に関する問い合わせ先

- ・むつ年金事務所
0175-23-7955
- ・ねんきんダイヤル
0570-05-1165
(一般的な問い合わせ・相談)
- ・ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
0570-05-1165

| |
|---|
| お問い合わせ先 町民課 町民グループ 電話 0175-78-2111 (内線 212・218・236) |
|---|